

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の 原案について

令和 8 年 9 月 2 日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を制定することとし、条例案を12月定例県議会に上程するため、その原案を議決しました。
なお、条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。